

(1) 地域子ども・子育て支援事業について

副食費が免除になる子どもに係り、認定こども園・保育所・幼稚園の子どもとの公平の観点から、私立就園奨励費対象幼稚園の子どもについては、「実費徴収に係る補足給付事業」（施設による副食費徴収に係る補足給付事業）による支援を行う。

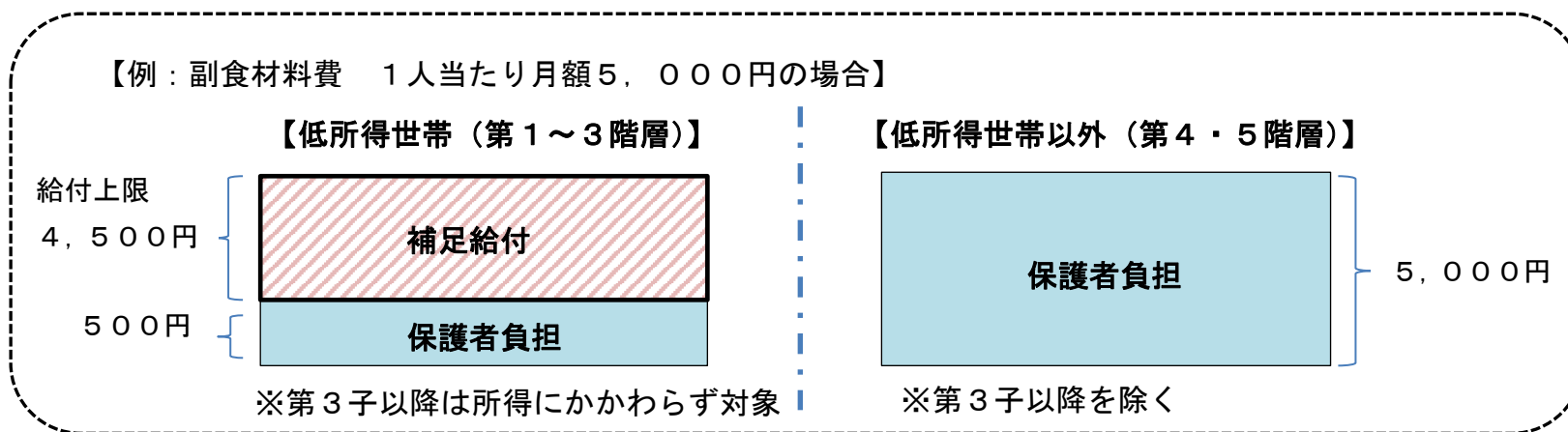
1 対象

私立就園奨励費対象幼稚園の子ども

2 概要

各施設事業者において実費徴収を行う食事の提供に要する費用のうち「副食材料費相当分」について、低所得世帯（第1～3階層）及び第3子以降を対象に費用の一部を補助する事業

- ・副食材料費相当分とは、主食（お米、麺、パン等）以外の全てが対象（おやつ含む）
- ・給食の実施方法は問わない（外部搬入も対象）。ただし、家から持参するお弁当は給食に該当しないため対象外



※なお、1の対象園以外の子どもの副食費については、低所得世帯（第1～3階層）及び第3子以降は免除となり、その副食費については、給付費に加算する。

3 開始時期

2019年（令和元年）10月1日

4 補助単価

副食材料費相当分 1人当たり上限月額 4,500円